

東京都交通局自動車事業安全管理規程

令和2年3月16日

18 交総第 636 号

目次

第1章 総則

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及び管理の方法

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は東京都交通局（以下「局」という。）の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 東京都交通局長（以下「局長」という。）は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、事業活動を行う体制の整備に努めるとともに、輸送の安全を確保するための基本的な方針を定める。また、東京都交通局職員（以下「職員」という。）に輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、局内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。

2 輸送の安全に関する計画の策定（Plan）、実行（Do）、チェック（Check）、改善（Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全職員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づく安全重点施策は、次のとおりとする。

- (1) 職員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守させること。

- (2) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。
 - (3) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有すること。
 - (4) 事故防止に資する車両及び設備等は、効率的かつ効果的に更新整備を行うこと。
 - (5) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- 2 局と法第 35 条第 2 項に規定する受託者とは、密接に協力し、一体となって輸送の安全性の向上に努めること。

(輸送の安全に関する目標)

第 5 条 局長は、第 3 条に掲げる方針に基づき、輸送の安全に関する目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第 6 条 局長は、第 4 条に規定する重点施策に応じて、前条の目標を達成するために必要な計画を作成する。

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(局長等の責務)

第 7 条 局長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 局長、次長（次長の職にある者がいないときは局長が別に指名する者）及び総務部長（以下「局長等」という。）は、それぞれの職責に応じ輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 局長等は、輸送の安全の確保に関し、自動車事業安全統括管理者（以下「安全統括管理者」という。）の意見を尊重する。
- 4 局長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況を常に確認し、必要かつ適切な改善を行う。

(局内組織等)

第 8 条 局長は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための管理運営を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 運行管理者
 - (3) 整備管理者
 - (4) その他必要な責任者
- 2 自動車部に、次に掲げる会議を置く。
- (1) 自動車部安全対策会議
 - (2) 統括運行管理者会議
 - (3) 整備管理者会議
- 3 前項各号に掲げる会議の構成員は、次表の会議の区分に応じ、同表に規定する構成員とし、輸送の安全の確保に関して、定期又は臨時に会議を開催し、それぞれの所掌事務に係る情報の

伝達及び連絡調整を図る。

会議	構成員
(1) 自動車部安全対策会議	自動車部に属する管理職
(2) 統括運行管理者会議	東京都交通局事業用自動車運行管理規程（昭和 36 年交通局規程第 22 号）第 3 条第 2 項に規定する統括運行管理者
(3) 整備管理者会議	整備管理者

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、別紙 1 のとおりとし、各々の職務及び権限は次のとおりとする。

- (1) 安全統括管理者は、輸送の安全に関する業務を統括する。
- (2) 職員部長は、職員の教育、訓練及び研修計画の検討に当たり、職員の状況その他の事項を総合的に勘案し、研修及びその実施について確認を行う。
- (3) 安全管理担当部長は、安全統括管理者の業務を補佐し、事故の再発防止対策等安全性の向上を図るための施策を推進する。
- (4) 営業課長は、安全統括管理者の指揮の下、運輸に関する事項を統括する。
- (5) 運行管理担当課長は、安全統括管理者の指揮のもと、運行管理に関する事項を統括する。
- (6) 車両課長は、安全統括管理者の指揮のもと、車両整備に関する事項を統括する。
- (7) 営業所長は、安全統括管理者の指揮のもと、輸送の安全の確保に関し、課長代理（管理担当）、課長代理（運輸総括担当）、課長代理（車両担当）及び管内支所長を統括し、指導監督を行う。
- (8) 支所長は、当該支所を所轄する営業所長の指揮のもと、輸送の安全の確保に関し、支所内を統括し、指導監督を行う。
- (9) 統括運行管理者は、営業所長の指揮のもと、運行管理者を統括する。
- (10) 運行管理者は、営業所長及び統括運行管理者の指揮のもと、運行管理に関する事項を処理する。
- (11) 整備管理者は、営業所長の指揮のもと、車両の保守及び整備に関する事項を処理する。

5 職員は、前項各号に掲げる者の指示に従うほか、常に安全の向上に資する技術等の向上に努め輸送の安全を確保する。

6 安全統括管理者が事故等によりその職務を遂行できない場合は、バス事業経営改善担当部長がその職務を代行する。

（安全統括管理者の選任及び解任）

第 9 条 局長は、旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）第 47 条の 5 に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 前項の安全統括管理者の選任の方法等は、別に定めるところによる。

3 局長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該安全統括管理者を解任する。

- (1) 人事異動により、安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。

- (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (3) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- (4) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 職員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立し、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、職員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて内部監査を行い、局長等に報告すること。
- (6) 局長等に対して輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること。
- (7) 輸送の安全を確保するため、自動車部に属する職員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (8) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の伝達及び共有)

第12条 局長及び安全統括管理者等と現場、運行管理者と運転者等の双方向の意思疎通を十分に図り、輸送の安全に関する情報が適時適切に局内において伝達及び共有されるように努める。
また、安全性を損なうような事態を発見した場合は、看過したり、隠ぺいしたりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じられるよう環境の整備を図る。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制は、別紙2に定めるところによる。

- 2 事故、災害等の当事者及び担当部署の職員は、事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、局長等その他局内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
- 3 安全統括管理者は、局内において報告連絡体制の周知を図るとともに、事故、災害等が発生した場合は、報告連絡体制が十分に機能し、その後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行

う。

- 4 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故、災害等があった場合は、同規則の規定に基づき、国土交通大臣に必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

- 第 14 条 局長は、第 5 条の目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

- 第 15 条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了したときはその結果を速やかに局長に報告する。なお、この場合において、改善すべき事項が認められたときは、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

- 第 16 条 局長は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条に規定する内部監査において改善すべき事項の報告があった場合若しくはその他輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 局長は、悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、更に高度の安全の確保のための安全対策全般に係る見直しその他必要な措置を講じる。

（情報の公開）

- 第 17 条 局長は、次に掲げる事項について毎年度終了後、外部に対し公表する。

- (1) 輸送の安全に関する基本的な方針
- (2) 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況
- (3) 自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計
- (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統
- (5) 輸送の安全に関する重点施策
- (6) 輸送の安全に関する計画
- (7) 輸送の安全に関する予算等の実績額
- (8) 事故、災害等に関する報告連絡体制
- (9) 安全統括管理者
- (10) 東京都交通局自動車事業安全管理規程
- (11) 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- (12) 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

- 2 局長は、国土交通省から輸送の安全に係る行政処分を受けたときは、当該処分の内容並びに当該処分に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を速やかに外部に対し公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第 18 条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 安全統括管理者等は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、輸送の安全に関する基本的な方針、重点施策、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、局長等に報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は、別に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 7 月 16 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。

附 則

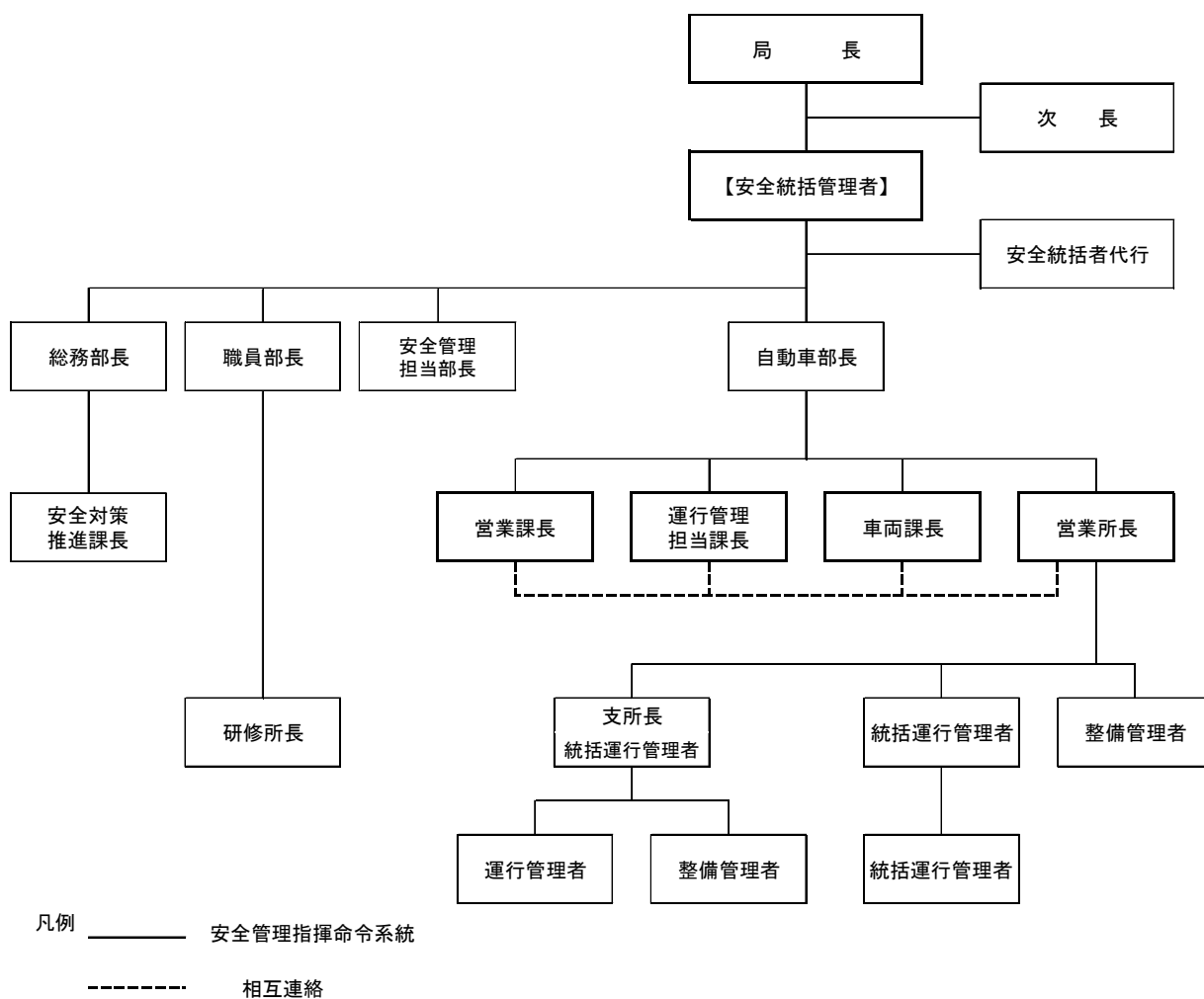
この規程は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

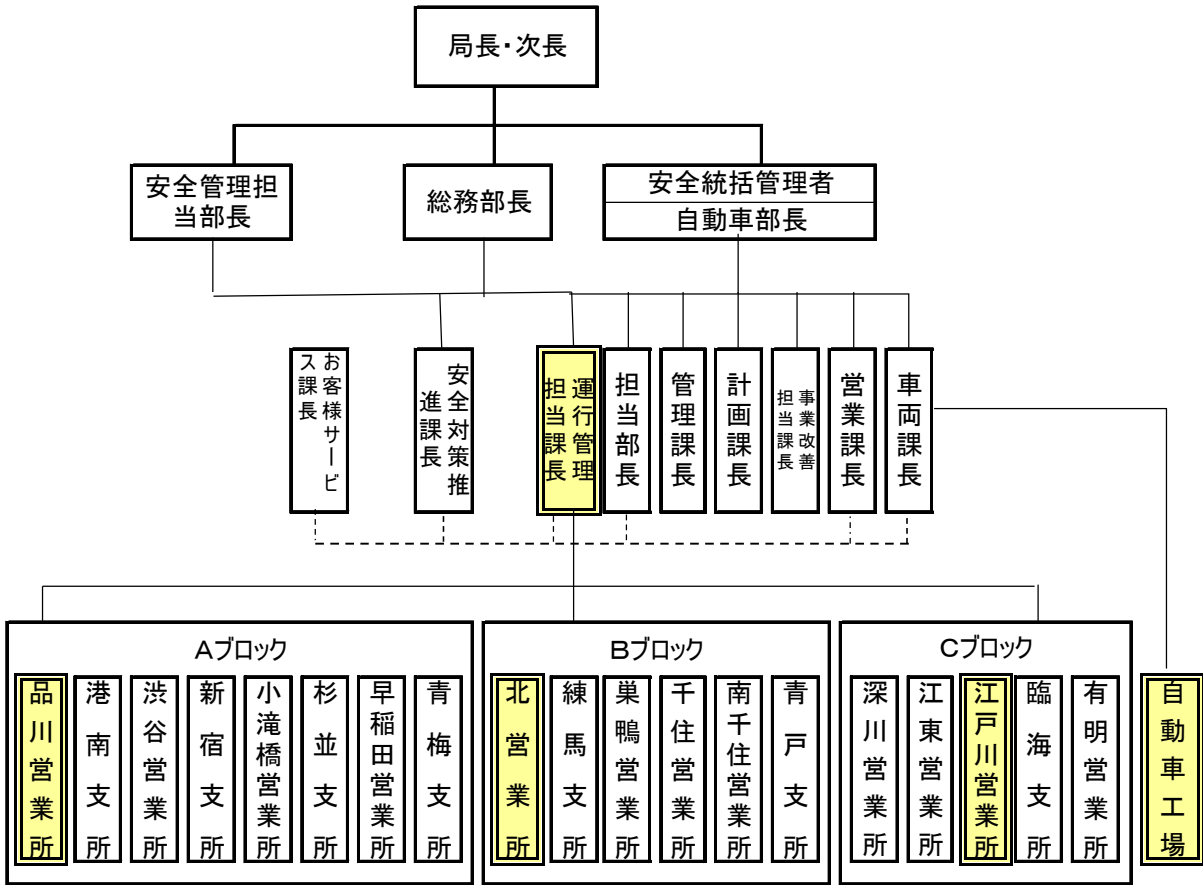
この規程は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。

輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統（第 8 条第 4 項関係）

(1) 平常時の組織体制及び指揮命令系統



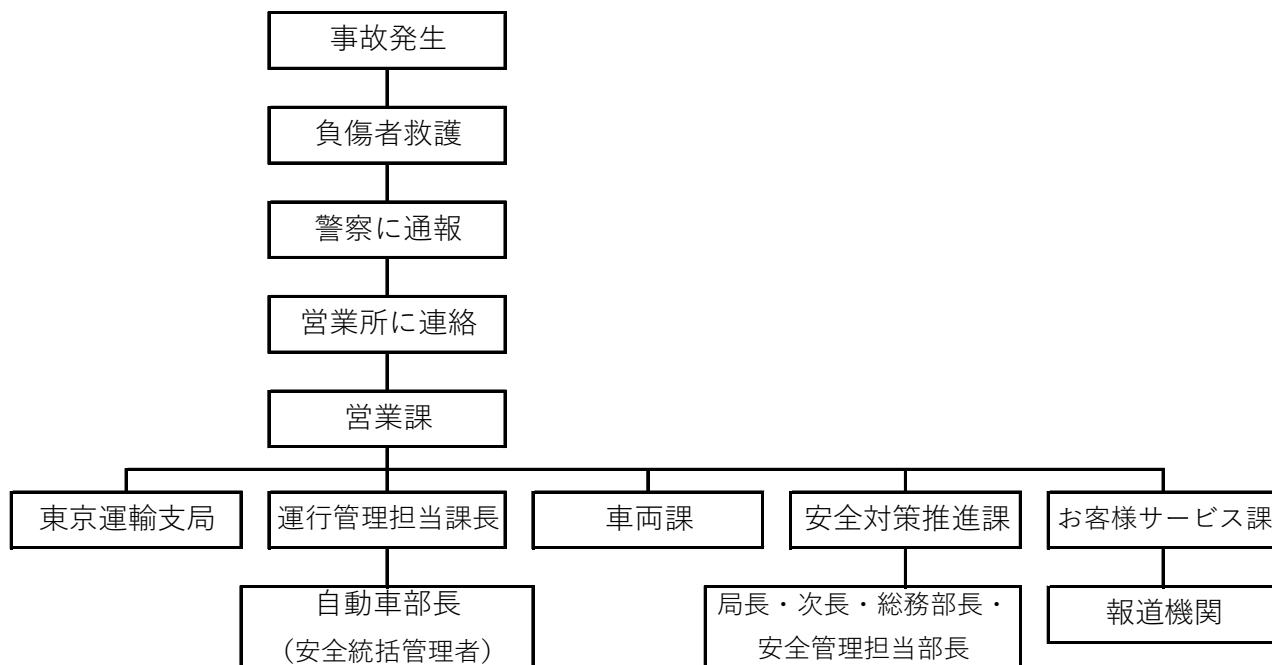
(2) 重大事故、災害等に対応する場合の組織体制及び指揮命令系統



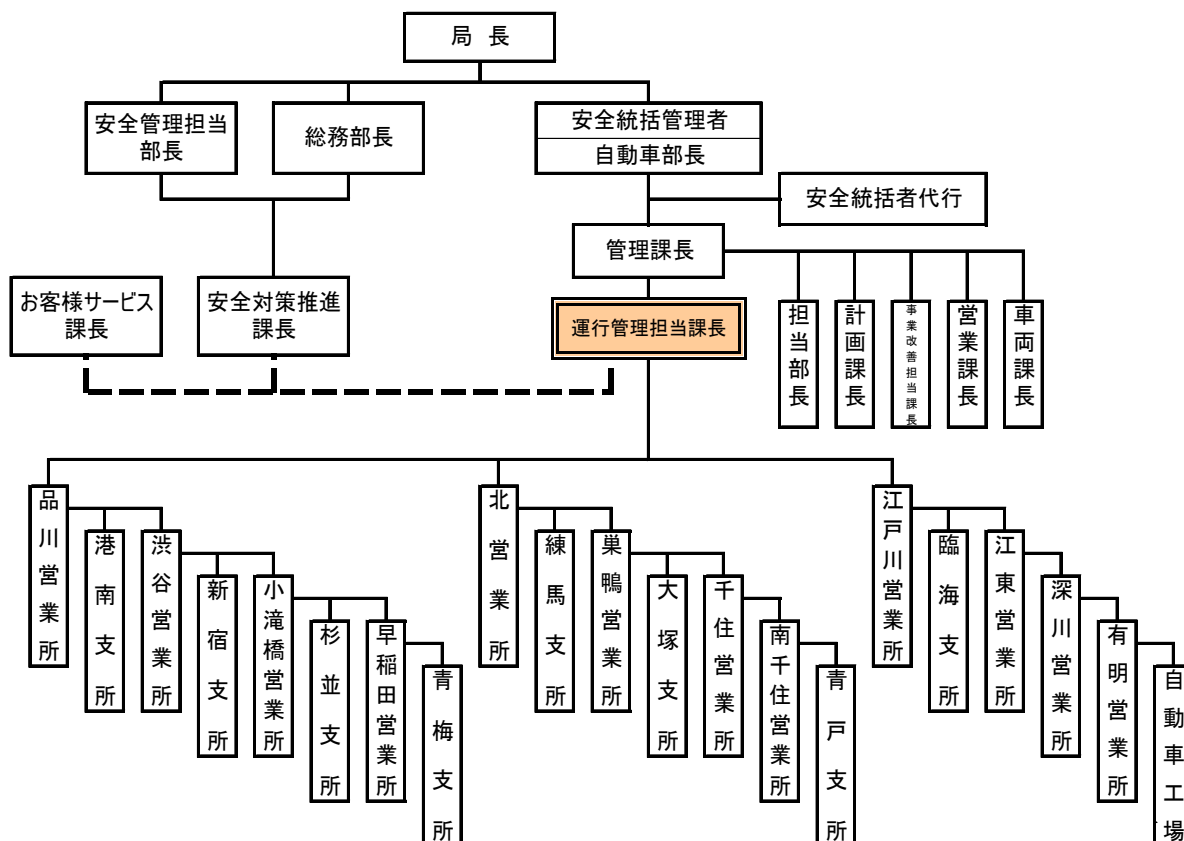
重大事故等の発生時の対応については、基本的に営業所単位で対応するものであるが、当該事故等の被害や影響が甚大である場合、上記のブロック単位を原則として、それぞれの営業所、支所相互での応援体制をとる。また、大規模災害等の発生時には、災害対策本部を設けて対応する。

事故、災害等が発生した場合における報告連絡体制（第 13 条第 1 項関係）

(1) 事故発生時の報告連絡体制



(2) 災害発生時における連絡体制



(3) テロ情報入手時における連絡体制

